

# ことら送金サービス利用規定

## 第1条 （ことら送金サービス）

ことら送金サービスとは、利用者端末（通信端末のうち、当行が別途指定するもので、かつ、利用者が所有又は管理するものをいいます。以下同じとします。）にインストールされた当行所定のアプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用して、利用者の指定する総合口座（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座をいいます。以下同じとします。）（以下「送金指定口座」といいます。）の預り金から利用者の指定する送金資金を払い出して、利用者の指定するアカウント（当行の総合口座、通常貯金若しくは通常貯蓄貯金若しくは当行の承認する他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下これらを総称して「預貯金口座」といいます。）又は当行の承認する他の金融機関若しくは資金移動業者が為替取引に係るサービスを提供するために利用者ごとに開設されるアカウント（以下「資金移動アカウント」といいます。）をいいます。以下同じとします。）に対して、国内円での送金（以下かかる送金を「ことら送金」といいます。）を行うサービスをいいます。なお、他のアカウントから利用者の指定する総合口座、通常貯金又は通常貯蓄貯金（以下これらを総称して「入金指定口座」といいます。）に対して国内円での送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を入金指定口座に入金する行為も本サービスに含まれるものとします。

## 第2条 （対象取引等）

- ことら送金サービスは、次に掲げる要件を全て満たすアカウント（送金指定口座及び入金指定口座を含みます。）間の送金のみを対象とするものとします。
  - ① 個人が開設したアカウントであること
  - ② 国内居住者のアカウントであること
  - ③ アカウントが当行の預貯金口座の場合は、送金指定口座又は入金指定口座であること。また、当行の承認する他の金融機関の国内本支店の預金口座の場合は、普通預金、貯蓄預金又は当座預金のいずれかであること
- ことら送金サービスの1回当たりの送金上限額は10万円とします。ただし、次項に定める1日当たりの送金上限額を超えることはできません。
- ことら送金サービスの1日当たりの送金上限額は当行が別に定める金額の範囲内とします。
- ことら送金サービスの1か月当たりの送金上限回数は当行所定の回数とします。

## 第3条 （ことら送金の依頼）

- ことら送金の依頼を行う場合は、当行所定の方法及び操作手順に従ってください。
- アプリにおいて、預貯金口座あてのことら送金の依頼を行う場合は、利用者端末の画面の操作手順に従って、次に掲げる事項を正確に入力してください。
  - ① 送金先の金融機関、店舗名、預金種目及び口座番号（当行の通常貯金又は通常貯蓄



## 第6条 (メッセージ機能)

アカウント代替符号を入力のうちことら送金の依頼を行う場合、当該送金の依頼とともに受取人に対して当行所定の方法によりメッセージを送ることができます。ただし、送金先の金融機関又は資金移動業者における登録状況によっては、受取人がメッセージを受け取ることができない場合があります。

## 第7条 (利用停止等)

1. 第3条に基づくことら送金の依頼の手続において、利用者端末の画面に受取人の名称が表示されたにもかかわらず、当行所定の回数を超えてことら送金の依頼を行わない場合は、ことら送金サービスの利用を停止することがあります。
2. 前項のほか、第3条に基づくことら送金の依頼の手続において、当行所定の回数を超えて当行所定の項目の入力を誤った場合は、ことら送金サービスの利用を停止することがあります。
3. 前2項に基づいて停止したことら送金サービスの利用を再開するには、当行所定の手続を行う必要があります。

## 第8条 (取引内容の照会等)

1. ことら送金の依頼を行ったにもかかわらず、受取人のアカウントに送金資金の入金が行われていない場合は、速やかに当行に照会してください。この場合、当行は送金先の金融機関又は資金移動業者に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
2. 当行が発信した送金指図について送金先の金融機関又は資金移動業者から照会があった場合は、依頼内容について照会することがあります。この場合、当行からの照会に対して速やかに回答するものとし、相当の期間内に回答がなかった場合又は不適切な回答があった場合は、それにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 第9条 (契約成立後の取扱い)

ことら送金に係る契約が成立した後は、ことら送金の依頼内容を変更すること又は依頼を取りやめることはできません。この場合は、受取人との間で協議してください。

## 第10条 (通知・照会の連絡先)

1. ことら送金サービスについて利用者に通知又は照会をする場合は、送金指定口座又は入金指定口座について届出のあった住所又は電話番号を連絡先とします。
2. 前項の場合において、連絡先の届出不備、誤入力又は電話の不通等によって通知又は照会することができなくても、それにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 第11条 (入金指定口座への入金)

1. アプリにおいて、利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って、入金指定口座に係るアカウント代替符号として入金指定口座に紐づく電話番号及び電子メールアドレスをあらかじめ登録することができます。この場合、当行は、アカウント代替

符号を指定する方法によって行われる入金指定口座への入金を受け付けるものとします。

2. 利用者は、前項により登録した電話番号又は電子メールアドレスに変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. アカウント代替符号を指定する方法によって行われる入金指定口座への入金を受け付ける場合であって、当該入金に伴って利用者あてのメッセージを受信した場合は、当行は、当該メッセージを当行所定の方法により表示するものとします。
4. 関連する取引規定においては、他のアカウントから入金指定口座に入金された資金は、為替による振込金と同様にお取り扱いします。

#### 第12条 （利用時間）

ことら送金サービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、送金先又は送金元の金融機関又は資金移動業者の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。

#### 第13条 （不正利用の調査等）

1. 当行は、ことら送金サービスの不正利用の調査及び検知のため、利用者の情報（アカウントの開設又はアカウント代替符号の登録時に取得した利用者の情報を含みます。以下本条において同じとします。）を、業務上必要な範囲で、他の金融機関及び資金移動業者並びにこれらの利用者に対して提供する場合があります。
2. 当行は、ことら送金サービスの不正利用の調査及び検知のため、利用者の情報（他の金融機関及び資金移動業者の利用者の情報を含みます。）を、業務上必要な範囲で利用する場合があります。
3. 当行は、前2項に定める目的のほか、当行のプライバシーポリシー及びスマートフォンアプリ利用規定第2章に定める利用目的のために利用者の情報を利用します。

#### 第14条 （免責規定等）

次の各号の事由によってことら送金サービスの利用ができない場合であっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当行又は金融機関若しくは資金移動業者の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関又は資金移動業者の責に帰すべき事由があったとき

#### 第15条 （譲渡、質入れ等の禁止）

ことら送金サービスに基づく利用者の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定することはできません。

#### 第16条 （規定の適用）

ことら送金サービスについては、この規定のほか、「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「総合口座取引規定」、「ゆうちょダイレクト規定」及び「スマートフォンアプリ利用規定」が適用されます。

#### 第17条 （規定の改定）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上